

平成16年(ワ)第21303号損害賠償請求事件・平成20年5月23日判決言渡
原告 長尾光明, 被告 東京電力株式会社, 被告補助参加人 国

判 決 要 旨

1 主文

原告の請求を棄却する。

2 請求

被告は, 原告に対し, 4430万5250円及びこれに対する平成10年3月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 理由の要旨

(1) 原告(大正14年8月生)は, 昭和52年10月から昭和57年1月にかけて, 被告が設置し, 管理運営する福島第一原子力発電所ほかで配管作業等に従事した。

(2) 原告には, 平成4年から首の痛みが始まり, X線検査などにより, 平成10年2月には第3頸椎の骨融解像が, 同年8月には左鎖骨の骨融解像が, 平成17年5月には左側頭骨の溶骨性変化が, 平成19年10月には右鎖骨の骨破壊像が確認された。

そして, 原告は, 平成10年8月(当時73歳), 主治医より, 多発性骨髄腫との診断を受け, 富岡労働基準監督署は, 平成16年1月, 労働者災害補償保険に関し, 原告の疾患を業務上疾病と認定した。

(3) 争点(1)(原告の疾患が多発性骨髄腫か)について

原告の疾患が多発性骨髄腫か否かについては, 国際診断基準の策定や日本骨髄腫研究会等の受入の経緯からして, 国際骨髄腫作業グループ(IMWG)が2003年(平成15年)に発表した国際診断基準を基本として判断するのが相当である。

国際診断基準は, ①血清又は尿にM蛋白を検出, ②骨髄におけるクローナルな形質細胞の増加又は形質細胞腫, ③関連臓器障害の存在のすべてを満た

すことを多発性骨髄腫の診断要件とするが、原告の疾患が、①の要件を満たすことは当事者間に争いが無い。②の要件については、平成19年10月採取の病理組織に形質細胞のクローナリティが肯定されたが、複数回行われた骨髄検査の結果等からして、それより前の骨病変には、クローナルな形質細胞の増加等や、それが骨髄におけるものであることを肯定できない。さらに、③の要件にいう骨病変は、lytic lesions or osteoporosis with compression fracturesであって、複数である必要があるところ、原告の平成19年10月の右鎖骨の骨破壊は、形質細胞のクローナルな増殖によるものであると認められるが、その余の上記(2)の骨病変は、骨髄における形質細胞のクローナルな増加によるものとは認められないから、複数性を欠く原告の骨病変は、③の要件を満たさない。また、原告に、国際診断基準のいう関連臓器障害たる貧血やその他の関連臓器障害があったとも認められない。それゆえ、原告の疾患が多発性骨髄腫であったとは認められない。

もつとも、国際診断基準は、2003年に公表されたものであり、これまでの疫学調査には他の診断基準を根拠としたものも含まれているので、放射線被ばくと多発性骨髄腫との因果関係という見地からも検討する。

(4) 争点(2) (因果関係の有無) について

ア 原告の被ばく線量

原告が、放射線管理手帳記載の外部被ばく線量数値(70mSv)の他には、体外測定法による所定の測定結果からして、内部被ばくを受けたとは認められない。

イ 因果関係に関する知見

多発性骨髄腫の発症原因は、臨床及び病理学的に解明されているとはいえない。疫学的には、多発性骨髄腫の発症率は、日本では、人口10万人当たり約2人(平成13年)であって、40歳未満の発症は非常に稀で、発症年齢のピークは60歳代、診断時(初診時)年齢の中央値は男性65

歳，その死亡率は，近年の高齢化に伴って増加傾向を示し，平成14年には人口10万人当たり2.76人に達したとされている。

放射線被ばくと多発性骨髄腫との因果関係に関する疫学調査の相当数は，外部比較，すなわち，解析対象集団とした原子力施設作業員群の死因別死亡率や罹患率と，国を標準とした死亡率等とを比較する標準化死亡比（一部は標準化罹患比）から統計的有意性を検討したが，その結果として，原子力施設の作業員の死亡率（又は罹患率）の有意な増加を肯定したものはない（ただし，健康労働者効果（調査集団の健康労働者性による偏り効果）が影響していると見る余地もある。）。また，相当数の調査は，内部比較，すなわち当該対象集団における被ばく線量と死亡率との関係（線量反応関係）や線量当たりのリスク係数（過剰相対リスク）等を検討し，その結果，12件の報告が統計上有意な関係を肯定した。しかし，そのうちで，潜伏期や対象者の年齢層で区切ることなく有意性を肯定したのは4件（Tolleyら（1983年），Gilbertら（1989年），Gilbertら（1989年，1993年），Cardisら（1995年））であるが，これらについては，その後の報告（Wingら（2005年），Omarら（1999年））では，一定の年齢群に限り有意とされるなどの異なる結果が報告された。

また，有意性を肯定した残り8件の報告は，潜伏期を設定するか否か，またその期間を長期とするか短期とするか，更には対象者の年齢群で分けするか否かによって，有意か否かが異なるとしたものであるが，Gilbertら（1993年），Wingら（2000年）及び財団法人放射線影響協会（平成12年）の各報告は，潜伏期をなし又は2年若しくは5年と短期に設定したときに有意であったとする一方，Smithら（1986年），Omarら（1999年），Muirheadら（1999年）及び岩崎ら（平成18年）の各報告は，潜伏期を10年，15年又は20年

と長期に設定したときに有意になったとするものであって、異なる傾向を示すものであるし、Wingら（2005年）及びWingら（2000年）の各報告は、対象者の年齢群で分けると、被ばく時年齢45歳以上（かつ潜伏期5年）又は55歳以上の年齢群に限って有意となったとするが、両者の年齢群は、それ自体一致しない上、後者の報告は、潜伏期を10年としたときには、年齢にかかわらず有意とならず、また、潜伏期を5年とした場合には45歳未満での累積被ばく線量と多発性骨髄腫リスクとの関連は負となったという逆の結果も述べているものである。

このように、各疫学調査の内容は、統計的検討を加えたものであるが、同定した症例数が2ないし98と少ないこともあってか、様々であるにとどまらず一部相反する内容を含んでおり（このことは、原告が論拠とする厚労省検討会報告書も指摘しているところである。）、これらから一致した一定の傾向を読み取るには至らない（なお、上記報告書も、一方の報告を採用しながら異なる報告を否定し、又はそれらを全体として整合性のある報告としうる理由を示していない。）。

以上の次第で、国連科学委員会が低線量域と表現する200mSv未満の放射線被ばくと多発性骨髄腫との因果関係については、疫学調査の結果からも、これを肯定することができない。

ウ その他に、法令の基準や白血病の労災認定基準等の観点から検討を加えても、本件における因果関係を肯定することができない。

(5) 結論

その余の争点について検討するまでもなく、原告の請求は理由がない。

東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官 松井英隆 裁判官 内田義厚 裁判官 大倉靖広